

## 船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第138号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月15日 01時23分ごろ	
発生場所	山口県上関町ホウジロ灯台から真方位060° 600m付近 (概位 北緯33° 44.2′ 東経132° 01.2′)	
事故等調査の経過	平成20年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第八天神丸、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 135598、奥本海運有限会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士（航海） 一等航海士 六級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底部に破口、き裂、凹損	
事故等の経過	本船は、砕砂約1,520トン積載し、船首約3.6m、船尾約4.8mの喫水で、山口県祝島南方沖を東進中、単独で船橋当直中の一等航海士が居眠りに陥り、平成20年12月15日01時23分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、祝島南方沖を航行中、単独で船橋当直中の一等航海士が居眠りに陥ったため、変針予定場所で変針することなく航行を続け、浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。 本船には、居眠り防止装置が装備されていなかったが、同装置が装備されていれば、一等航海士が居眠りをした際に、警報音により目覚めることができ、本事故の発生が回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が祝島南方沖を東進中、単独で船橋当直中の一等航海士が居眠りに陥ったため、変針予定場所で変針することなく航行を続け、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	